

令 7 薬務 第 902 号
令和 8 年 (2026 年) 1 月 7 日

各関係団体の長 様

山口県健康福祉部長

毒物及び劇物取締法施行令の一部改正について

毒物劇物の危害防止につきましては、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添厚生労働省医薬局長通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行等について（公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日（令和 8 年 5 月 1 日）施行事項関係）」の第 17 のとおり通知がありましたので、貴会（組合）会員へ周知していただきますようお願いします。

薬務課
麻薬毒劇物班
担当：柿並
TEL:083-933-3018
FAX:083-933-3029